

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会(第7回)

平成28年5月24日

【山本座長】 皆様、おはようございます。出席予定の方が全員そろいましたので、第7回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まり頂きまして、まことにありがとうございます。

会議の開会にあたりまして、ご挨拶を頂きたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【金融庁(長谷川)】 金融庁総務企画局審議官の長谷川でございます。本来ですと、福岡金融担当副大臣からご挨拶を頂く予定でございましたけれども、現在国会審議に出席しておられます。挨拶文を私がお預かりいたしましたので、私から代読させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席を頂きありがとうございます。多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、このたびの熊本地震により亡くなられた方々にご遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。こうした中で被災された方々などへの対応に関しましては、この懇談会の構成員の皆様におかれましても、自然災害債務整理ガイドランを通じた二重ローン対策など、それぞれの立場でご対応頂き感謝を申し上げます。

多重債務問題につきましては、これまで各方面の皆様のご協力を得つつ、各省庁や地方公共団体が連携して取り組みを続けてきた中で着実な改善が見られるところです。今後とも実態把握に努め、貸金業の借り手、貸し手の状況をよくフォローしていく必要がありますので、政府としてこの分野にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

本日の会議では、財務局における金融経済教育の取組みなどを紹介することとなっております。多重債務者対策本部において、多重債務問題改善プログラムを決定してから9年が経過しました。プログラムの柱の一つである多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化は、借り手対策として大変重要であります。多重債務に向き合う最前線の現場における経験を生かした多重債務者発生予防のための取組みや具体的な取組みを進める中で直面する課題などについて、財務局からご紹介させて頂きつつ、皆様方からご意見を伺え

ばと考えております。ぜひとも、皆様の忌憚のないご議論を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶といたします。

以上でございます。

【山本座長】 長谷川審議官、どうもありがとうございました。

会議の具体的議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認と委員の出欠についてご説明をお願いします。

【消費者庁（鈴木）】 本懇談会の事務局を務めております消費者庁消費者政策課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日の配付資料でございます。議事次第の下に配付資料一覧をつけております。資料1から資料7まででございます。各資料の右肩ないし左肩に資料番号をつけておりますので、もし不足がございましたらお申し出ください。議事次第、それから本日の配席図も配付しておりますので、あわせてご確認頂ければと思います。

あと、本日の委員のご出欠でございます。重川委員、浜田委員、行岡委員が、ご都合により本日はご欠席となっております。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、議事次第に沿って進行させていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議事次第の3、「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について」に入らせて頂きます。まず、関係省庁からの説明を受けまして、その後討議の時間を設けたいと考えております。全体として1時間半程度とすることを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

では、関係省庁からの報告です。まずは、毎回ご報告頂いております関係資料についてご報告をお願いいたします。資料1について、金融庁からご説明願います。

【金融庁（黒井）】 それでは、資料1をごらんください。

まず、1ページ目でございます。5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の一人当たりの残高金額でございます。5件以上無担保無保証借入の残高がある人数につきましては減少傾向が続いておりまして、直近の28年3月末現在におきましては12万人程度となっております。また、一人当たりの残高につきましても、ほぼ安定をきてきておりまして、28年3月末現在で52.6万円という状況となっております。

また、次のページになります。多重債務に関する消費生活相談の概況でございます。こ

ちらの相談件数につきましても減少傾向が継続しておりまして、平成27年度におきましては3万件を切りまして、28,677件の相談があったという状況でございます。

その具体の中身でございますが、その次のページになります。下の相談事例で挙がっておりますように、何らかの形で多重債務形になりまして、その後の相談をどのように進めていけばいいのかについての相談が入っている状況でございます。この内訳を見てみますと、病気になって仕事ができなくなったといったパターン、また年金生活に入っておられるということで、こうした多重債務者には生活困窮者に重なっているところも多いかと認識しております。このため、毎年9月から12月まで行っております多重債務相談キャンペーンの取組み、これまでは無料相談窓口の設置、あるいはヤミ金融で借入を行うことの防止といったことの取組みを進めておりましたけれども、そうした取組みに加えまして、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口と多重債務相談窓口との連携も多重債務相談キャンペーンの中で取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、多重債務が原因と見られる自殺者数でございます。こちらにつきましても減少傾向が続いております。平成27年におきましては667人で、貸金業法の改正直後の19年比で比べますと、マイナス66.1%で大幅な減少となっております。また、その多重債務が原因と見られる自殺者の内訳についてでございます。男女比について申し上げますと、男性が圧倒的に多いという傾向は、昨年26年と同様でございます。また、職業別自殺者数につきましても、特にこの職業について多いことがない傾向は平成26年同様でございます。ただ、一方で失業者、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者といった無職者のところについて数字がやや大きく出ているという傾向については平成26年と同様となっております。

私からは以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、資料2につきまして、警察庁からよろしく申し上げます。

【警察庁】 警察庁生活経済対策管理官の津田と申します。よろしくお願いたします。ヤミ金融事犯の検挙状況につきまして、お手元の資料に沿ってご説明申し上げます。

最初に、ヤミ金融事犯の状況についてでございます。私どもでは貸金業法の無登録営業、出資法の高金利等の禁止違反を無登録高金利事犯と呼んでおります。これがまさにヤミ金融業者そのものに対する取り締まりになるわけでございます。その検挙状況の推移について、番号1のグラフと表に表しております。検挙事件数を見ますと年々減少傾向にありま

すが、私どもといたしましては、ヤミ金融業者自体が単純に減少しているとは必ずしも考えておりません。例えば、レンタル携帯電話の悪用、それからかけ子と出し子の完全分業、事務所の早期移転などヤミ金融業者側が捕まらないための方法をいろいろと考え出し、我々警察との知恵比べが続いているのが実態ではないかと考えております。

他方、被害額につきましては、一般的に大型の事件の検挙があれば増加する傾向があります。平成27年につきましては、過去5年間で最も金額が多くなっておりませんが、これは1つの事件で約87億円の被害額の事件があった関係によるものでございます。昨年度中の無登録高金利事犯の主な検挙事例につきましては、番号2に2つの事件を紹介しておりますので、後ほどご参照ください。

警察庁といたしましては、広域にわたるヤミ金融事犯について、複数の警察による合同、共同捜査を行って取り締まりにあたるよう指導しております。また、一見ヤミ金融ではないように偽装している事犯につきましても見逃すことがないように、相談者から詳細な聴取を行って積極的に事件化を図るように指導しているところでもあります。各都道府県警察においても、関係行政機関の消費生活担当課や貸金業担当課などとの連携を密にし、情報収集していくことに努めております。

次に、番号3のヤミ金融関連事犯の検挙状況の推移についてでございます。私どもでは、貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等をヤミ金融関連事犯と呼んでおります。この関連事犯は、ヤミ金融業者に口座や携帯電話を譲渡するなどの犯行を手助けする行為を取り締まっているものでございます。ここ数年の検挙状況は検挙事件数、検挙人員ともに年々増加傾向にあり、平成27年は過去5年間で最多となっております。警察庁といたしまして、ヤミ金融業者にダメージを与えていくという意味において、このような関連事犯の検挙とあわせて犯行に利用されている携帯電話あるいは口座を無力化していく対策も重要であると考えております。

次に、番号4の携帯電話対策の状況についてでございます。(1)契約者確認の求めについてです。これはヤミ金融事犯に使用された携帯電話に関しまして、携帯電話不正利用防止法に基づき、携帯電話の持ち主の本人確認を求めた件数でございます。本人確認が取れなければ、携帯音声通信事業者が最終的に利用を停止することができるというものです。

(2)のレンタル携帯電話の解約要請についてでございます。こちらは契約規定による解約を依頼する手続であります。ヤミ金融業者が使用しているレンタル携帯電話を把握したならば、確実に依頼するよう各都道府県警察に指導しております。このほかにもレンタル

携帯電話につきましては、あえて本人確認を行わずに貸与する悪質なレンタル業者の検挙や携帯音声通信事業者の各社と協議しながら、本人確認義務違反が確認された回線を利用できなくするための役務提供拒否の情報提供の対策なども進めております。

最後に、番号5の口座凍結の状況についてであります。これはヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座について、警察から金融機関に対して口座凍結のための情報提供を行った件数であります。情報提供件数が対象口座数を上回っているのは、ヤミ金融相談を受理した複数の警察から、同じ口座に対して凍結の情報提供が重複して行われていることがあるためでございます。このように情報提供した口座については、この金融機関において凍結がなされるほか、他の金融機関においても新規契約ができないような措置が取られる仕組みになっております。

資料の説明は以上でございます。ヤミ金融事犯につきましては、犯行ツールの遮断もあわせて、今後とも継続して取り締まりを推進してまいりたいと考えております。以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、資料3の財務局における多重債務に関わる金融経済教育の取組みにつきまして、東北財務局、東海財務局からご説明をお願いいたします。

【東北財務局】 天候にも恵まれ、20日、21日のG7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議が無事終わりました東北財務局です。

東北財務局の出前講座の取組みについてお話ししたいと思います。平成20年度から多重債務相談窓口を設けておりまして、現在本局3名、各財務事務所1名計8名の多重債務相談員が配置されています。多重債務相談件数のピークですが、東北では平成21年度が989件で、以降減少傾向にあります。この表で見ると、24年度から25年度が少し増えております。24年度に山形と盛岡に相談員の配置がありまして、ここで全県に相談員が配置されたこととなります。

加えて、出前講座です。24年3月から実施してまいりまして、その関係で少し財務局としての知名度が上がったかというところがあります。減少傾向には変わらないとの分析をしています。出前講座の実施状況の欄がございます。出前講座につきましては、23年3月の震災後、被災地及び被災先での金融犯罪が増加しました。そのようなことから、震災1年後の24年3月から多重債務相談員を中心に仮設住宅等での出前講座を実施しているところです。実施状況表にありますが、金融犯罪が手を変え品を変え、ほんとうに多発していることから、金融犯罪防止講座のオーダーが、今のところ多い状況です。地方公共団体

や日本FP協会との連携を図りながら、子供からシニア世代まで各世代で身につけておくべき金融リテラシーの普及、向上を図るための金融経済教育講座、これについても実施件数にありますとおり年々増加しております。27年度の金融経済教育講座は79件でした。事務所では、人員の問題もありまして、高校・専門学校等での講義形式の実施が多いです。本局は相談員が3人おり、職員も含め複数人での対応も可能なことから、小学生を対象に買い物ゲーム等を取り入れた参加型での実施が多くなっています。

下に付けています、金融経済教育講座のご案内です。これは宮城県用ですが、当局でPRするときに持って行く資料です。内容につきましては、対応できるカリキュラム、一番後ろのページに講座の様子が写真で載っています。お買い物ゲームは、このような形で実施するのですが、小物等全部手づくりです。野菜カードなども全部手づくりでやっています、このような細かいところも頑張っています。金融経済教育講座は、金融犯罪防止講座に比較しまして、内容が多岐にわたり、知識の習得にも時間を要するところもありますので、相談員の現地研修を開催し、様々な形で学習しながら進めているところです。

今回は東北財務局と管内で最も連携を密に取っている地方公共団体との、連携状況をご紹介します。宮城県栗原市です。平成17年4月に9町1村が合併して発足して、人口約7万5千、面積が800平方キロメートル、この面積の広さは宮城県で一番大きい市になります。右肩の地図にあります、秋田と岩手に隣接しています。山が多いところですが、今の時期ですと新緑が非常にきれいで四季折々の景色が素晴らしい場所です。ここが平成20年の岩手・宮城内陸地震で、被害がとても大きかったところです。東北新幹線で東京から約2時間半、仙台から距離で約70キロ、車で1時間の位置にあります。栗原市は平成17年度の自殺率が宮城県内で最悪で、全国平均が24.2人に対し、栗原市は2倍以上の48.6人でした。このような背景から、合併して新しい市となった際、一番の問題はここだ、という話になったようです。

19年8月に「栗原市いのちを守る緊急総合対策」を策定しまして、多重債務専用の相談窓口を開設しております。翌20年1月には、多重債務者の救済のための独自の貸付制度を導入しております。他の公共団体に先駆けて、市民の命を守る総合的な施策を講じている市です。多重債務問題の検討の中で、幼少期からの金銭感覚を養うことが、そして賢い消費者を育てることが多重債務の未然防止につながるという考えのもとに、平成23年度から小中学生のための金銭教育授業を始めております。当初は県民サービスセンターの消費生活相談員が講師となっていたのですが、平成26年度からは東北財務局への依頼と

なりまして、今年度も実施しているところです。

当局では先ほど見て頂きました金融経済教育講座のご案内というリーフレットを作成しまして、地公体、学校等を訪問し、出前講座のPRに務めています。当局の出前講座をその栗原市の担当職員に見て頂いた際に太鼓判を頂いたといいますが、東北財務局の出前講座は手づくり感もありますし、子供達に訴えるものがすごく良いという話で、26年度から連携させて頂いている状況となっています。

現在は栗原市の担当職員が学校訪問の際から、当局の職員と同席し、実施規模を取りまとめ、実際やるときにはスタッフとして参加も頂いています。結局トータルで動いて頂く形になっています。お買い物ゲームなどをやるものですから、そのときに「ザイコちゃんのお誕生日会を開きましょう。そのためにカレーをつくりましょう」という形のメニューで大概やるのですが、栗原市ではそれにあわせて食育の講座も少しですがとり入れています。例えば、野菜は目でも楽しめるように、彩も考えると、形が悪くても栄養は変わらないから、安いものを買えば、品数が多くなるなど、そのような話を事前に行い、子供達がグループで買い物をするヒントとし考えながら買ってもらおう。

また、例えば、返品したい、物を交換したいときはレシートがないとだめだよ、など、規則的な金銭教育も入れながらやっています。自分たちが使うこのお金は、家族が働いて自分たちにお小遣いとしてくれるもの、自分たちの使うお金は、いろいろな形で自分たちに回ってくるものなど、そのような学習をしてから買い物の講座に入る形になっています。それで、最大限お金を活用することなどを学びます。

今年度28年度からは市長の声がけもありまして、県立高校での実施が実現しそうな動きになっています。部員は全生徒、顧問は全教職員という宮城県築館高校のボランティア部がありまして、そのボランティア部との連携を考えております。ここの築館高校は脚本家の宮藤官九郎さんの出身校です。

当局でも27年度から将来の財務広報を担う職員の育成を目的に、地方研修としてプレゼンテーション研修をやっています。出前講座を実践の場として活用している状況にあります。高校生に金融経済教育講座の講師の養成を目的とした研修講座を実施し、実施後に、東北財務局で出前講座を実施する際にスタッフとして参加してもらおう新しい流れをたくらんでいるところです。これは校長先生も担当の先生もすごく乗り気でありまして、6月から始まり、7月辺りで希望者を募りスタッフとして入ってもらおう計画です。

出前講座の際に参加した皆さんからアンケートを頂きます。子供達もそうですが保護者

の方々からも頂きます。アンケートを基に、資料の修正を加え、常にその資料は動いているような状況です。資料には、その地域に応じた特産品、農産物などを取り入れながらやっています。このような工夫を重ねていることが、東北財務局へのオーダーが増加する要因、少し手前みそなどところがありますが、そこが一番大きいと思っています。

多重債務の相談の方の色々な資料を見ていますと、心のケアが必要な方が多くなってきているように思っています。併せて、金融犯罪被害に遭われた方のケア、その必要性も強く感じています。東北財務局は、金融犯罪被害防止講座も多いですが、それでも、毎日金融犯罪の報道がされている状況です。

東北は、お金儲けの詐欺被害自体は少なく情に絡んだものが多いです。結局、なりすまし、オレオレ詐欺的なものですが、自分の大事な子供、大事な孫を助けてあげなければいけないと、それでもう一生懸命になってお金を失ってしまうという被害が多いです。結局、家族思いの優しい人が被害に遭ってしまって、その被害に遭った後の被害者の心のケアが大事だと、地公体や警察の方との連絡会の中でも話しているところです。今後、どのようにしていくかを、私たちも考えていかなくてはいけないと思っています。

それと、講座の際にお願いしていることがあります。特に、高校や大学など巣立って、まず今から仕事に就く方に忘れずに言ってきて欲しいということがあります。結局、オレオレ詐欺などは定期的に声を聞かせていたら、防げる部分もあるのではないかとということです。政府広報の中でカンニング竹山さんでしたか、「オレオレ詐欺を防げるのは俺だった」というものがあります。実際、大事な人を、辛い目に遭わせないためにも、自分たちが声がけをしていくことが大事だと思っています。

以上、東北財務局の発表を終わります。ありがとうございました。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

それでは、東海財務局からもお願いします。

【東海財務局】 東海財務局金融監督第三課の濱田と申します。よろしく願いいたします。

お手元に配布させて頂いた資料をごらんください。全部で4枚ございます。まず、1枚目にこれからお話させて頂く予定を、ピンク、イエロー、クリーム色、緑のゾーンに分けて構成しております。東海財務局では、多重財務相談者の悩みをいかに早く解消に導くか、またそもそも多重債務の陥らないためにどうすべきか、この2つのテーマをもって日々の業務に取り組んでおります。

まず、取組一覧の左側にあります「多重債務相談者の悩みの早期解消に向けて」のうちのピンク色の部分をごらんください。私たちは相談者の悩みを早く解消に導く上で、国、地方公共団体、地域包括支援センター、消費生活センター、社会福祉協議会、弁護士、司法書士との連携は不可欠である、このネットワークの拡大、深化に努めることによりワンストップ型の相談窓口を目指し、今なお連携の輪を広げているところでございます。

ご承知のとおり、多重債務者は少なからず、借金以外の精神的な問題など複合的な問題を抱えていることから、我々といたしましてはここにもありますとおり、精神専門科医、これはギャンブル依存症などを得意とする先生ですが、その方へもつなぐ体制を整えてまいりました。また、これもご承知のとおりかと思いますが、平成27年4月には、生活困窮者自立支援の施行法に伴い、家計相談支援を任意事業で開始した地公体や社協との家計管理相談ネットワークというものを構築しました。これは我々が地公体や社会福祉協議会を訪問してみたところ、これまで全く家計の各カウンセリングを経験したことのない介護士や社会福祉士、あるいはケアマネさん、そのような方々がとりあえず体の体制づくりをつくったというのですが、全くやったことがない方たちですので、ノウハウがわからないことがありました。そういったことに不安があることを聞きまして、私どもは比較的早くからこの家計管理に取り組んでいた関係で、我々で市町の要望に応じまして、研修あるいは出張相談という形で各地公体の職員のスキルアップに取り組んでおります。

こうした取組みが奏功してかどうかわかりませんが、貸金業法が完全施行された平成22年の翌年以降は、多重債務相談件数はどこも同じかと思うのですが減少基調にありましたが、平成27年度は、新規の相談者数が平成26年度と比較しまして387名から545名へと40.8%の増加、それから相談件数につきましても、829件から1,310件とプラス58%の大幅増に転じることになりました。この件につきましては、我々リーフレットや先ほど申し上げたネットワークの拡大、深化の関係もございしますが、それ以外の問題があるかもしれません。

続きまして、取組一覧の右側にございます「多重債務に陥らないために」をごらんください。そもそも多重債務に陥らないために、また金融利用者保護の観点からクリーム色の部分になります。金融経済教育の推進とそれから下の緑色の部分になります。金融犯罪被害防止の啓蒙活動にも取り組んでおります。

まず、当局では消費生活フェア等のイベントに積極的に参加し、ステージでの呼びかけのほか、ブース出展では小学生には、これは東北財務局さんとも重なる部分がありますが、

カレーゲーム等を通じお金の使い方や物の大切さを学習してもらったり、チラシの配付や相談窓口を設けるなど、幅広い層に対する消費者保護の啓蒙活動を実施しております。

平成27年度は、高齢者のライフラインや金融資産の有効活用を揺るがしている特殊詐欺をはじめとした金融犯罪被害防止に引き続き取り組むとともに、若年層において金融トラブルが拡大、深化している状況を踏まえまして、従来から大学の帯講座は実施していたのですが、今年度では高校の社会科公民授業での金融経済教育の実施を推進しました。

資料2ページをごらんください。一人でも多くの高齢者に注意喚起するため、県や市の老人クラブ連合会と連携し、老人会の会合等において寸劇を交えた金融公演を行っていますが、その様子の一コマをご紹介します。高齢者向けの寸劇はほかの団体でも実施していますので、当局では警察から学んで最近の手口を紹介したり、あるいは名古屋弁等の方言を取り入れてより親しみやすいように工夫したりしています。職員手づくりの衣装や小物をすることで大変好評を得ております。写真にも登場していますが私も実を言うと、失礼しますがこのような形で、当日は寸劇でだまし役を演じております。ちなみに私の役名は、ここにもありますが「サギノジョウレン」です。

さて、資料1ページにお戻りください。27年度に推進した高校生の金融経済教育の推進は、実は苦勞いたしました。そもそも東海地方では、教育現場と金融経済教育を推進する行政等との橋渡しをするコーディネーターのような機関は、まだまだ不十分なのかと感じております。

この問題につきましては、この2月に岐阜県で開催されました文科省・消費者庁主催の消費者教育フォーラムでも私どもも参加させて頂きました。先生方からは教育現場では誰にお願いしたらいいのかわからないといった話や、やりたくても時間がないといったような悩みがございました。一方、我々のような行政側は、教師側との面識もなく、どこを通してそもそも売り込みをしたらいいのかわからないといったギャップが浮き彫りになっていました。

当局では、職員が直接学校を訪問したり、先ほど申し上げたような2ページで見て頂いた写真がそうですが、消費生活フェア等のイベントにおいて宣伝をしたことでビジネスマッチングが成功し、数校ではありますが社会科公民の授業で実施することができたわけがございます。当局における高校での金融経済教育の実施につきましては、まだまだ試行段階でございまして、今後実施を拡大していく上で、一層の創意工夫が必要と感じております。

また、今年度も昨年度実施した高校からの依頼や先生方のご紹介、口コミ等により今年も既に何校かの実施が予定されております。ただ、今後本格的な実施となりますと、我々も相談員5名の中でやっておりますし、職員も非常に人数は足りません。そういったことで、マンパワーの問題があるのは事実です。ですので、各行政や各種団体とのますますの連携が不可欠な状況だとは感じています。

それでは、緑色の部分に移らせて頂きたいと思います。金融犯罪被害防止について説明させていただきます。金融犯罪被害防止は警察と金融機関と連携を図ることで、効率的かつ効果的な啓蒙活動ができるのではないかと協力を呼びかけております。オレオレ詐欺などはじめとした特殊詐欺は、だまされた高齢者が金融機関で預金を下ろす段階で、現金ではなく預金小切手を推奨したり、声かけにより不審に感じた場合の警察への通報など、金融機関に対して警察への協力要請も行いました。また、高齢者は自分で身を守ることが困難なことが多く、周囲の人が注意し合うことが大切であり、少しでも多くの方に協力して頂くことが大切だと認識しております。当局では、だまされるのを防ぐ、例えだまされても被害を防止するというものをスローガンとしまして、県警、金融機関と連携しての啓蒙活動を今後も実施して行きたいと考えております。

続きまして、3ページをごらんください。今申し上げたことについて、今年度取り組んできたこと、これを1枚紙にしております。お時間の関係で割愛させていただきますが、私どもは、街頭キャンペーンで後ろのこのような感じではっぴを着て東海財務局、それから振り込め詐欺、投資詐欺にご注意といったものをこういったはっぴをつくって啓蒙活動に取り組んでおります。

こうした我々の取組みから新たな地域連携も生まれております。4ページをごらんください。名古屋一の繁華街である栄地下街からは街頭キャンペーンにあたっての場所の提供のほか、この夏に設置予定のデジタル・サイネージと呼んでおりますけれども、よく最近駅地下などで見られるものかと、左上の写真などがそうです。こういったデジタル・サイネージに多重債務相談窓口の紹介、それから金融犯罪被害防止等、当局の行政情報掲載の提案を頂き調整を図っております。

実を言いますと、もともと栄地下街の紹介を頂いたわけですが、既に稼働中の名古屋駅地下街にユニモールというところがあるのですが、そのデジタル・サイネージを3月末から掲載させて頂くことができました。もし、名古屋駅にお立ち寄る機会がございましたら、6分に1回の間隔で流れておりますので、ぜひごらん頂ければと思っております。全

てこれらは当局の職員が作成したものでございます。これはこういった取組みに賛同して頂いた栄地下街、それから名古屋駅地下街、ともに無料で掲載して頂いているということで、いかにこれらの取組みが重要かと訴えてきた成果かと思っております。

非常にいろいろ多岐にわたって説明して、必ずしも金融経済教育のみではなくて色々飛んでしまいましたが、申しわけございませんでした。以上で、私のご報告を終わらせて頂きたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明頂きました東北財務局、東海財務局のご説明、それからこの資料3につきましては、このタイミングで委員の皆様から、ご質問、ご意見がございまして、ご発言を頂きたいと思っておりますが、いかがですか。

竹島委員、お願いします。

【竹島委員】 貴重なご報告をありがとうございました。大変少ない職員の方の数で色々なきめの細かい努力をされているものと大変勉強になりました。

それで、私がここから申し上げますのは、その努力をさらに生かすためという意味でのその現場の方たちから見たその必要性ということについてお聞きします。1つ目は、先ほど多重債務の方が12万ぐらいいると言われていました。そうすると、国民900人に1人ぐらいになるわけですね。ですから、大人でいうと700人に1人ぐらい、高齢者もいることを考えたら、例えば1つの学校で一人ぐらい親が多重債務の問題を抱えている子供もいるということになるかと思っております。そういうところで、例えばお金の使い方を学びましょうと言ったときに、親が多重債務を抱えているお子さんが孤立しない工夫が必要かと思っております。そこをどうするのかを考えたいと思っております。つまり、自分の家では他人の家には言いにくいことが起こっているという気持ちにならないようにするにはどうしたらいいか。つまり、お子さんそれでしんどい思いをしたときに相談できるかです。それが1つです。

それから、もう1点、これは必要性をお聞きしたいのですが、今のお話を伺っていて主には国民全般に広く正しい知識を普及していく、あるいは家族や世帯全体に伝えていくために学校という場所を活用するという方向と理解しました。おそらく、多重債務問題を解決していくためには国民全般に広く伝えていくことと、それからリスクの高い集団、グループというものに対して働きかけていくことと、それから実際にもう多重債務を経験してしまった個人へのアプローチなど、そういったリスクの度合いに応じた集団ごとの対策が

必要ではないかと考えます。その意味で、対策を講じていくための集団を特定するために、例えば多重債務に実際になった人、あるいは多重債務の中でかなり重大な問題、自殺行動や事件もあるかもしれませんが、そういったことを経験してしまった人やその人達の抱えている課題、例えば、身体健康、ギャンブル依存も含めた精神健康、あるいは本人を支えている家族・生活・環境といった問題について調査する。あるいは対策の方向性というか、対象を分類してより効果的で持続性の高い、費用効果の高い対策を進めていくようにする。そういう必要性が現場の中でお感じになっておられるかを教えて頂けたらと思います。

【山本座長】 それでは、大変多岐にわたるご質問であります。主に2点ご質問があったかと思えます。どちらでもよろしいのですが、可能な範囲でお答えできればと思えますが、加藤さん。

【東北財務局】

学校の教育の中で孤立しないようにどのような工夫をしているかという最初のご質問だと思います。まず、先生方との事前打ち合わせを当然やりますが、その中でそういう問題がある生徒がいるかどうかは、話をしています。例えばいる場合については、ここの部分についてカットしましょうというのがあります。生活保護を受けているという家庭や、片親家庭の生徒さんも多くはなっている状況にあります。結局は、農家の姿やサラリーマン、大工さんや、工場に勤めているような地域の環境に合せ、バランスを考えて資料も作成するように変更したりもしています。それで、金額のどうこうはないのですが、親が働いてくれたお金ではなく、家族が働いてくれたお金等、その辺の表現の打ち合わせが一番大事だと思いますので、遺漏がないようにという形では進めております。

あとはリスクの度合いに応じた対応という形になります。それについては、こういった形でやれるのか、考えが至っていないところです。心理的にこの人は病院に行った方がいいのではないかという方もいらっしゃいます。そこにつきましては無料のカウンセリング先をご紹介しますが、当局に、話が来ておかしいのではないかと思った方は、病院に直接行って頂いたほうが多いように思っています。ただ、その話をしますと、「薬が高い」「大体月1万くらい取られてしまう」と、「行けばいいのはわかるがなかなかそのお金を出すのが大変だ」という方もいらっしゃいます。今のところ、に相談頂いた方は、無料カウンセリング先のご紹介にとどまっている状況にあります。そこから先というのは、当局の相談窓口では難しいかと思っているところです。

【山本座長】　　それで、濱田様から何かコメント等ございますか。先ほどのご指摘について……。

【東海財務局】　　ほぼ同様の考えを持っています。学校等の打ち合わせは事前に入念に行っているのですが、事前に多重債務者を抱えた家族がいる生徒が含まれているかどうかは、正直言ってそこまでの調査はやっておりません。というのも、そもそもこういった題材でやってほしいということの依頼は学校側からあるわけです。我々がそれに基づいてやっているということ、その前提があるかと思えます。

これはたまたまですが、先ほど写真で女生徒の姿を撮っております。我々は昨年の12月に実施した学校が、たまたま東大や京大を輩出するような県下でも一番か二番目の学校だったこともございまして、そういったお子さんがいらっしやらない、経済状況がかなり高いところがあるのかと思えます。たまたまそういったところに入り込めたこともあるのかもしれませんが、今後いろいろな学校に入っていく中では、そういったことも我々注視していかなければいけないとは思っています。

リスクに応じた対応では、相談者の中には心の病を抱えた方も多くて、そういった場合には先ほど申し上げたように、その都度場合によっては精神専門医等につなぐほうがいいかと思われる方についてはそちらをご紹介したり、いろいろなところと連携しております。

以上でございます。

【山本座長】　　どうもありがとうございました。委員からのご質問は、かなり幅広い教育だけに関わらない……。

【竹島委員】　　すいません。ちょっとだけよろしいですか。

【山本座長】　　そうですか。はい、どうぞ。追加でお願いします。

【竹島委員】　　どうもありがとうございました。

私が2番目に申し上げたかったことは、非常によい努力をされていい成果に結びついていますが、ここから先にさらに一歩進めていくときには、対象に応じた対策がどうしても必要になってくるのではなかろうかと。その対象に応じた対策を明らかにする上では、何らかの調査を行って、その対象特性を明らかにしていく。それがわかってくれば、精神保健の領域も組織的な協力がしやすくなるのではないかと考えました。

以上です。すみません。

【山本座長】　　どうも大変貴重なご指摘をありがとうございました。今後に活かしてまいります。

この質疑に予定されている時間は、シナリオ上5分であります。すみません、内情を明らかにしまして。まだ、ご質問のおありの委員の方、おられるかと思いますが、後にまた総括質疑の時間もございます。資料3以外の資料も含めまして、後の総括質疑の場でまたご質問、ご意見がありましたら伺うことといたしまして、議事を進行させていただきます。

続きまして、資料4の消費者庁における消費者教育の取組みにつきまして、消費者庁消費者教育・地方協力課からご説明をお願いいたします。

【消費者庁（金子）】 消費者庁消費者教育・地方協力課長をしております金子でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料4に基づきまして、私どもの取組みをご説明いたします。

まず最初、ページをめくって頂いて、1ページ目からでございます。まず、消費者教育の体系について簡単にご説明をさせていただきます。消費者教育推進法に基づいて、私どもの取組みが進められております。内容としましては、右側の真ん中辺りにございます基本方針を国で定めること、そのための機関として、有識者の会議、消費者教育推進会議が設けられておって、作成、変更に関して意見を頂くことになっておること、国のそういう仕組みに対応する形で、地方公共団体においても各自自治体で推進計画をつくって頂くことや、地域協議会を置いて頂くことが努力義務で定められております。

次のページ、2ページ目にありますのが、現行の基本計画の内容でございます。ポイントだけ申し上げますと、ローマ数字の2のところ、基本的な方向でございます。体系的に推進していくということで、絵がございますように、幼児期から高齢者まで含めて段階に応じて体系的に進めていく。その中で特に、高等学校の段階までに主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育てていくこと、それと、そのために行政だけではなくさまざまな主体が連携しながらこの取組み、消費者教育を進めていく必要があることが述べられております。

次のページ、3ページでございます。体系的に進めるにあたって、これも推進会議のもとで議論を頂いてまとめたものですが、イメージマップをまとめております。その中で特に、多重債務に関係ある部分が赤枠で囲っているところです。「生活の管理と契約」と書いてある部分でございます。内容は幼児期や小学校であると、例えば欲しいものがあってもよく考えてときには我慢することを考えよう、あるいは物や金銭の大切さに気づく、お小遣いを大切に使うといったような内容を教える。これが学年が高くなって、例えば高校生ぐらいになってくると、契約とそのルールの活用、主体的に生活設計を立てていくとい

ったことを学ぶというように、段階に応じて教えるべき内容が整理されております。これに基づいて、我々のさまざまな教育やセミナー、講座、あるいは教材がつくられております。

次のページが、昨年3月にまとめました消費者基本計画の中で、消費者教育がどのように書かれているかをまとめたものでございます。具体的な取り組みにございますように、担い手の方を育成するにあたっての研修をしていかないといけないことに加えて、先ほども申し上げた各自治体の推進計画や推進協議会の設置を促していくこと、私どもの消費者行政の関係部局として消費生活センターを置いておりますが、そこを消費者教育の拠点として位置づけるということです。右のほうに絵を書いておりますが、さまざまな担い手の方々を結び付けていくようなコーディネーターの役割を担うような、そういう役割を担っていこうということが現行の計画で書かれております。

次のページでございます。消費者行政全般的に言えることですが、各自治体の取組みに大きくよっているところがあり、自治体における消費者行政の体制を整備していこうと、現行計画と合わせて「地方消費者行政強化作戦」を昨年の3月に定めております。その中で、もちろんトラブルの相談を受けるような窓口の体制を強化することも目標には掲げておりますが、項目の1つとして消費者教育も位置づけておいて、先ほどの地方の計画や協議会について、少なくとも、都道府県や政令市のレベルでは、全ての自治体に作って頂くことを目標に取り組んでおります。併せて、取組の現状についてまとめております。

次のページ、6ページ目でございます。もう1つ具体的な取組みとして、自治体に我々から交付金の形で予算をお渡しして、そういった体制の整備に使って頂いております。もちろん、その中で消費者教育についても取組みを進めて頂いております。その中で特に先駆的なプログラム、要は他の手本になるようなプロジェクトについては、予算の上限1,500万円を1件当たりのめどとしておりますが、その上限の範囲内では全額国の予算でプロジェクトを進めて頂けるものとして、先駆的プログラムを運用しております。その中で消費者教育のテーマについて、昨年度は33件ほど採択をしたことを述べております。

これは一覽でタイトルだけ見て頂くと、あまり多重債務や例えば金融経済教育に関わるようなテーマではなさそうに見えるものが多い印象を受けられるかもしれません。一般的な消費者教育のテーマになっておっても、先ほどのイメージマップでご説明したような感じで、例えば小さなお子さんであれば、お小遣いの使い方や、あるいはお買い物というテーマでゲームをして頂く形で、金銭管理能力や家計の管理能力を養って頂くことを取り組

んでおります。

また、比較的高い年齢、例えば大学生ぐらいになってくると、若者特有の契約にまつわるトラブルなどについて学んで頂くような機会を用意するわけですが、そういったときにクレジットなどのことについても教えることになります。大学における大学生向けのプロジェクトとしては、例えば我々の消費者行政の部局である消費生活センターや大学生協さんが連携して、モデル講座を行った事例も過去にありました。そういったところで人生設計などをテーマに取り組みされた事例もあつたりします。比較的多くのプロジェクトでそういう家計の管理や多重債務を防ぐための知識を我々の消費者教育の中でも扱っておる状況になっております。

次のページ、7ページ目でございます。これはポータルサイトというものでございます。特に学校の先生方など担い手の方々にどのように教えたらいいかわからない、いい教材はないだろうかなどの声がよく聞かれます。行政が作ったものだけに限らず、消費者団体や事業者の方が作られたものも含めてですが、幅広く事例を集めております。ポータルサイト、検索ができる形で運営しております。

この中で登録されているものについて、「多重債務」というキーワードで検索してみると70件ほど教材がヒットする状況になっております。その一例として、8ページに岐阜県が作られた教材でございますが紹介しております。この中でクレジットカードや多重債務についても、字が小さくて見えにくいですが、扱っております。

最後のページでございます。これは現在消費者教育推進会議の中でどういったことを扱っているかということです。特に多重債務というテーマに関わることについて、2つほどご紹介をします。

1つは、(2)の①で学校における消費者教育の充実方策について検討していることが書いてあります。これは先月4月に、推進会議としての提案をまとめて頂いております。学校で消費者教育を進めていく上で、担い手を育成していくことも1つの柱だったのですが、特に色々な教科において教えて頂くということで、教育の機会を確保してかなければいけないことが提案の1つの柱になっております。消費者教育を消費者トラブルのようなものに狭く限定するのではなくて、金融経済教育やそういう関連する分野とも連携をしながら、それによって時間や機会を確保していく必要があるだろうと提案して頂いております。

もう1つ、これはまだ進行中ですが、②で若年者への消費者教育と書いております。成年年齢の引き下げの議論が論点になっておりますが、そうしますと、未成年を理由とした

契約の取り消しをできる年齢も20歳でなくなってしまう可能性がある。それが引き下げられることになると、高校生のうちに契約に関する一通りの知識は身につけて頂く必要があるのではないかとということで、具体的には、高校生の方を想定したそういう教材を改めて作ってみようと今年度いっぱいかけて検討するつもりで、現在取り組んでおります。

駆け足で申しわけありませんが、以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

それでは、これより討議の時間とさせていただきます。まず、全体的な討議に入ります前に本日ご出席の山下委員、小澤委員、それから新里委員より資料をご提供頂いておりますので、これをご紹介頂きたいと思っております。

最初に、山下委員、よろしくお願ひいたします。

【山下委員】 貸金業協会の山下でございます。お手元の資料でございますが、当協会では貸金業相談、紛争解決センターを運営しているのはご承知のとおりかと思っております。昨年度平成27年度の相談、苦情、紛争解決の受付状況がお手元の資料5に取りまとめましたので、参考にして頂けるかということで配付させていただきました。

時間の関係もありますので、説明は省略させていただきます。内容を見てみますと、貸金業界の適切な運営、あるいは資金需要者の利益の確保といった点につきましては特段に問題はなく、一定の水準は維持されていると判断をされます。内容を見て頂きまして、ご質問等新たに出るようございましたら、ご連絡を頂ければと思います。

以上でございます。

【山本座長】 どうも大変進行にご協力頂きましてありがとうございます。また、大変貴重な資料をご提供頂きまして、あわせて御礼申し上げます。

続きまして、小澤委員よりよろしくお願ひいたします。

【小澤委員】 日本司法書士会連合会の小澤です。資料6でございますが、3月19日に貸金業法改正後の現状と課題ということで、シンポジウムを開催いたしました。結論から申し上げますと、このシンポジウムで明らかになった現状の問題点と課題で、通しページがないのですが、シンポジウムの報告の終わりぐらいにあるのですが4点です。クレジットカードショッピングの現金化という問題、そしてリボルビング払いによる返済金が不適となって多重債務に陥る事例、そして利息制限法の金利が現状では高過ぎるのではないかと問題、そして消費者金融に代わる銀行のカードローンの問題、この4点がこのシンポジウムで浮き彫りになったということでございます。

詳しくはこちらの報告書を読んで頂ければと思いますので、私からは以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

続きまして、新里委員からもよろしく願いいたします。

【新里委員】 新里です。1枚ペラでございます。実は、今までは日弁連でつくった資料をお出しをされていて、成果を確認するという格好であったわけです。どうもそれだけでいいのかなという思いで、今年が貸金法の改正から10年を経過をするというときに、「よかった、よかった」だけの分析だけではない視点が必要ではないのかと思いました。

これが何かというと、前回のこの懇談会でも述べましたが、どうも個人の自己破産の件数が底を打って上がることが考えられるのではないかと、今年のこの場でもお話しさせて頂きました。それで、今年を見ていきますと、27年のところを見て頂きます。月によっては例えば11月、12月は前年より増えていたという状況があって、全体とすれば63,844件、その前の年から比べると減少はあるけれども、減少傾向がその前と比べると非常に下がってきたという状況の中で、今年に入りまして1月は94%でしたが、2月、3月と106.2、104.5%という格好で、トータルとしても前年の累計比から102.2%という格好で、どうも個人の自己破産の件数が増えたと増加傾向に行くのではないかと。これはもう少し見ていかないとはいけません、背景からすると借りの側の非正規の方が増えたりする資力の問題が劣化をしているかという問題と、それから小澤委員からも出ましたが、銀行のカードローン等が司法書士会さんのデータでも4兆7千億程度でそこがどんどん増えてきていることが、トータルで消費者金融のところとあわせると10兆円を超えてしまっています。それがどうも10兆円というのが1つの私は多重債務者、また自己破産が増えるかどうかの見極めのところなのかという思いがあって、このままでいいのかと。

実は、前回もこの懇談会の中で、消費者金融の5社借入で12万人というデータがありました。信用情報を見ますと、上の段が総量規制対象貸付、下の段が保証貸付、保証による貸付という格好で、信用情報を見ると貸付の部分と保証貸付の部分が見えているので、それがデータとして出ればもしかすると5社以上の借入が12万人と言っていますが、その違うデータが出てくるのではないかと。保証部分も入れてしまうと、その12万人というのは仮の姿であって、ほんとうのその人の多重債務者を写していないのではないかと。この10年を経過する中で、この懇談会の中で実装をきちんとしたデータでつかんだ上で対策を考えていく必要があるのではないかと。その1つの指標として、個人の自己破産の件数が

どうも底を打って増えているのではないかというデータとしてお示しをしました。できれば、ほんとうは今日の段階で、前回もお話しましたが、銀行の保証部門を含めたデータが出されるべきではないのかと。そこら辺についてはなかなか出てこない、技術的に出せないのかどうかも含めてご回答頂ければと思っております。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

以上は既に資料を提出して頂いております委員の皆様からのご報告、ご発言でありました。最後の新里委員のご発言の中には、質問の部分が含まれておったかと思えます。これは金融庁から可能な範囲でお答え頂けますか。

【金融庁（黒井）】 カードローンの関係でご質問を頂きました。ご指摘頂いたとおり、資料1でご紹介させて頂いている12万人の数字は、銀行カードローンの借入を含んでいない多重債務者数でございます。銀行カードローン全体を把握するような統計値が正直ございません。法律で信用情報機関に信用情報の提供が義務づけられているのは貸金業者のみでございます、貸金業者については無担保無保証部分で数値が取れる。そういう意味では、JICCのこの数字が全容を表しているという状況でございます。銀行カードローンの関係につきましては、全体が把握できることにはなっていないこともありまして、統計値ということでは数字が取れない状況になっております。

【山本座長】 現状を今ご説明頂きましたので、さらにこの後の質疑でご意見があればお出し頂きたいと思えます。課題を指摘頂いたと、とりあえず受け止めさせていただきます。

それでは、これまでの各省庁及び財務局からのご説明、さらに各委員、メンバーの方からのご説明なども踏まえまして、皆様のご意見、ご指摘を頂戴したいと思います。ご発言がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

杉浦委員、お願いします。

【杉浦委員】 まず最初に財務局の皆さん方なのですが、大変ご努力をされていることを今日伺いまして、改めて感銘を覚えたというか、大変ご苦労さまでございます。その上で、教育をやっている現場として関心があることもありまして、2点ほどでございます。

まず1つですが、まだ期間があまりないのかもしれませんが、効果の検証はされていらっしゃるのでしょうかということに関心がございます。一般的に今大学の中でゼミナール等をやっている、私のように金融法などを教えている教員からすると、今金融教育というのは実は今の大学生は大体小学校などそういう時期に1回は受けています。ところが、その後継続的に行われている傾向がないがために短期的には効果があるかもしれませんが、

実は長期的には効果があるのかわからないが、実はよくわかっていないことがございます。そうなってくると、「昔そういうのがあったのですが……」という程度に終わっています。実はここが金融教育などに関しては実はその後金融システムもそうですが、商品そのものが発展していくという過程にあることを考えていけば、当然のことながらこういったことは継続的に行われるべきであると考えておりました、その辺りが大事かと。実は日本の金融リテラシーがなかなか向上しないのは、こういった教育が行われているにもかかわらず、実は継続性に欠いているのではないかと私として1つ思っています。そこが1つ申し上げたかったことと1つ質問です。

それとあともう1つです。スタッフの問題です。大変なご努力をされていて、はっぴまで作っていらっしゃって、演技までされることがわかって、それはそれで大変勉強に、参考になりました。考えてみれば、例えば食育などと有機的に結びつけられるとされたときに、例えば業界団体とは一緒に連携されることはないのかと思ったりいたしました。例えば、食育等絡めて、そして金融教育と一緒にやるとすれば、例えば東北地区などにおいては、JAとのつながりといったものが非常に重要かと考えたりします。JAは当然のことながら、地区においては金融の部分でも非常に大きな影響を持っている部分でもあります。それと同時に営農事業などを通じて、食育といったことに関しても大変大きな努力をされている組織でもあります。

また、気になっているのは、東海のほうからは金融機関との連携があったわけです。業界団体でもそれぞれ金融教育をされていることがあるわけですが、財務局もされて業界団体もされている。二重になっているという感覚の中でこういったものの有機的な結合によってより効果的な教育が可能になるのではないかとすることも思ったりいたしました。指摘と質問と混ぜてでございました。ありがとうございます。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

それでは、主としては東北財務局、東海財務局からのゲストの方へのご質問でしたので、お答えできる範囲で応答頂ければと思います。

それでは、加藤様、お願いします。

【東北財務局】 きっちりとした検証はできていないとは思いますが、ただ、その年代、その場所によつての、応じての金融教育をしていこうという姿勢で臨んでおります。高校生になりますと、今度大学進学やそういう話もありますので、奨学金の話を必ず入れさせて頂いています。

多重債務相談でも、大学を卒業したが、就職がなかなか決まらず、奨学金の負担が重くてという相談もあるものですから、高校生には必ず「奨学金は借りるのは楽だけれど、これですと働いて返していくのは結構大変だよ」という形の流れにはなりますが、必ずしています。

大学につきましては、当局は東北大学の経済学部講義として地域財務金融行政論を1コマ持っていて、私も多重債務の関係のお話をさせて頂く予定です。内容につきましては、金融犯罪防止への取組です。どうしても私の年代だと、お金というのは、うちも農家だから思うのですが、汗水たらして働いてお金を得るものだという形が基本にはあります。今の若い方たちは、ポンポンと指で儲かるものだというような感覚も多いです。詐欺的なもの、あとはFXなどありますが、そのような商品の話も含みで、詐欺に遭わないための、あとは生活設計の話をしております。ただ、それが成果の検証という形になりますと、答えられない部分があります。

あとスタッフの問題です。うちは先ほど局に3名、各事務所1名、東北の地域性もありますが、事務所に1名、各県に結局1人ずついないと、行動することがなかなか難しいと思っています。出前講座を対応するにしても、局から例えば青森に行く、盛岡に行く、時間的にもなかなか難しいものですから、事務所の1名、局の3名体制はなるべく維持して欲しいということを、金融庁にもお願いしているところです。

それと併せまして、食育の話です。例えば栗原市はそうですが、当局の講座の前に、市の栄養士さん食育の話をしています。その他に、消費生活センターの方が、返品するときのやり方などを、小学生に合わせた形で話を入れています。JAさんとの連携のお話がありました。東北は農家が多い地域ですが、JAさんとの取り組みは今のところ他の県もやっていないですね、今後考えたいと思

【山本座長】 それでは、東海財務局からも何かご発言はございますか。

【東海財務局】 東海財務局につきましても、結論から申し上げますと、効果の検証はそこまでは至っていないと。というのは、先ほども申し上げましたとおり、27年度から始めたことが一番大きいと思っています。今後継続性の観点から、続けていくことは非常に重要なことだと思っております、それにつきましては鋭意頑張っていきたいと思っております。

あと、私どもも東北さんと同じように非常に今関心が、高校側からのオーダーが多いの

は奨学金の問題について話してほしいと。昨今ニュースなどでも結構いろいろなテレビ番組にも取り上げられています。まだまだ奨学金が借金だという意識が薄いところがあるのかと。そこをしっかりと伝えてあげると、特に奨学金は、我々は対象を高校1年生に対してやりました。なぜ高校1年生なのかといいますと、奨学金は第一種と第二種とある、ご存じだと思いますが、高校2年生、3年生の平均点でそれが決まるところがあります。2年生、3年生になってからよりも、むしろ高校1年生になってから教えたほうがいいのではないかということがあります。

それから、2点目のスタッフの問題です。こちらにつきましては、東海財務局では本局に相談員が5名おります。事務所にはおりません。問題としては、非常に優秀な相談員さんばかりそろってはいるのですが、彼女たちは基本任期つき職員でして、5年たつと辞めていかなければならないという問題があつて、昨年も5年目のベテランの方が1名辞められました。また来年になると2名のスタッフが欠けてしまうことがあります。我々の中でも、ではどうやってやっていくかということで、これは今話し合っているところです。東海財務局の中にPT等をつくって、例えば総務部との連携、先ほどおっしゃられていたような銀行さんや、それから日銀の金融広報委員会との連携といった限りあるマンパワーを有効活用していくためにも、それから継続していくことが非常に重要ですから、そこは何かそこでクリアしていかなければならない。色々な問題はありますが、そういったことは考えております。

以上です。

【山本座長】 それでは、まだ効果の検証、それから学齢期以降の教育啓発活動の継続性、業界団体との連携に関しましては、消費者庁などからもご発言があるかもしれませんが、時間の関係もありまして、ほかの委員からのご発言を優先していただきたいと思いません。

いかがですか。岩本委員、お願いします。

【岩本委員】 全国銀行協会の岩本でございます。先ほど新里委員、小澤委員から銀行のカードローンについてのお話がありました。心配な声も出ているということでございます。私ども全銀協でカードローン、個人ローンの統計数字は持ち合わせてはいません。全体の銀行の貸出しは、このところ前年同月比3%ぐらいの水準でずっと増え続けておりまして、その中で多分個人ローンも相応に増えてきているだろうと思っております。

例えば、私どもが運営をしております全国銀行個人信用情報センター、こちらは銀行だ

けではなくて、信用金庫、信用組合、保証会社等々含めて1,200の会員がおります。そこで特別にオペレーションをしないと数字は出ないのですが、直近のカードローンの事故率、返済不能になった、弁済に回ったといったような事故率ですが、直近の数字がほぼ約2%、参考までに5年ほど前の数字と比較したのですが、3%から2%にむしろ落ちてきています。全体としてマイナス金利の状況の中で、各銀行はローンを伸ばすのに力を入れているところはあるかとは思いますが、全体の数字としては事故率、それでもって返済不能が増えている感覚はございません。

とはいえ、一部の報道で、銀行は総量規制の対象外だからどんどん貸しますよというような宣伝をしている会員銀行もありやと聞いております。その辺のところはしっかり業界団体としてもウォッチしてまいりたいと考えています。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございます。ほかにご発言ございますか。

それでは、新里委員、お願いします。

【新里委員】 実装がわからないこともあるので。私は日弁連の多重債務のワーキングチームの座長ですが、日弁連としてカードローンについての会員のアンケート調査を進めて、実質的に総量規制を違反するケースがどういう形であるのかということの調査をしようということで、7月にはまとめられればと思っています。

それと、打ち合わせのときにもお話をしたのですが、金融庁の監督指針、主要銀行等の銀行への監督指針の中で、多重債務発生抑制の趣旨の貸付けをするような、その体制をつくるということがうたわれていて、その関係で例えば指導など、金融庁として監督を行ったケース、具体的にどの程度あるのかどうか、その辺りについて可能であれば教えて頂ければと思っています。

【山本座長】 それでは、ご質問ですが、今お答えの用意はございますか。お願いします。

【金融庁(石田)】 今の最後の点でございます。一般に行政処分となった場合には公表しております。当庁が公表している行政処分事例集によりますと、改正貸金業法が完全施行された平成22年以降カードローンの審査体制について、特に問題が認められた事由で対外公表になるような行政処分を行った事例はございません。

以上でございます。

【山本座長】 よろしいですか。

それでは、ほかにご発言ございますか。時間の関係もございまして、まだご発言のない委員の方で、この機会にご発言されたい方はございますか。

渡邊委員、お願いします。

【渡邊委員】 全相協の渡邊と申します。今日もいろいろ貴重な報告を頂き、大変私どもも参考になりました。特に財務局の方の金銭教育は質が高く、熱意のあるものを推進していければ、それを受け入れて頂けると、当たり前のことですが改めて感じました。

思うことは、ほかの委員の方のご発言にもありましたように、それをずっと継続的にどうやっていけるかということです。私どもの協会でも金銭教育は色々力を入れてやりますが、なかなか教育現場との連携がうまくいかず、行政の方と色々な消費者教育推進法や安全法を絡めた連携も努力はしておりますが、思うように進んでいかないのが現実です。

子供達は豊かな社会の中で育っていった教育も受けているのですが、ただいまだに金融リテラシー的なところは十分身につけているとは言えないかなとおもいます。これを買ってもらえれば代わりに払ってあげるから、これを買ってくればお金を払ってあげる、全部商品をもたらえるシステムも受けられるというような形で、要するに犯罪に巻き込まれてしまう。名義貸しのようなものに簡単に巻き込まれてしまう。それをうまく解決できないと、そのままそれが多重債務者になってしまうというような現実も少なからずあります。

私どもとしては、そここのところを小さいときから教育していかなければいけないという、どういうお手伝いができるのかということ日々考えています。ぜひそこについて継続的ないろいろな働きかけができるということが、私どもの努力も必要ですが、政策的にもその辺りを考えて頂けるとありがたいと思っております。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

本日も大変盛りだくさんのプログラムでございまして、貴重な活動の内容のご報告、それから委員の皆様から今後の課題などのご指摘を頂いて、大変有益な機会になったかと思えます。皆様から頂きましたご意見、ご指摘につきましては、関係省庁等において活用して頂きたいと思えます。

それでは、大変恐縮ですが、本日の議事は以上とさせていただきます。事務局から連絡事項がございましたら、よろしく願いいたします。

【消費者庁（鈴木）】 消費者庁でございます。山本座長、それから委員の皆様、本日はいろいろご意見を頂きありがとうございました。

次回の会議の日程でございますが、別途調整の上、事務局から改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【山本座長】 以上をもちまして、第7回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —